

社会福祉法人 松波福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松波福祉会（以下、「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とし、週4日以上、法人の職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、当法人の職員（嘱託医師を除く）を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 役員等については、第4条に定める報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (2) 当法人の運営に特に功績があつた役員等に対しては、退職慰労金を支給することができることとし、その支給方法等については別に定める。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会が発議し、評議員会が決議する。

- (1) 常勤の理事に対する報酬は、別表第1に定める額とする。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬は、別表第2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、給与規程第5条の規定に準じて支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあつた都度、支給する。

ただし、本人の同意を得れば、前項の規定により支給することができる。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、給与規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(単数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月18日より施行する。

この規程は、令和5年6月11日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 840,000円
理事	月額 720,000円

※ 賞与は支給しない

別表第2（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

役職名	用務	日額
理事長	理事会等会議への出席	20,000円
	上記の他、法人業務のための出勤	42,000円
理事	理事会等会議への出席	20,000円
	上記の他、法人業務のための出勤	36,000円

（2）監事

用務	日額
監事監査、会議等への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	20,000円

別表第3（評議員の報酬）

用務	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	20,000円

社会福祉法人 松波福祉会
役員等退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松波福祉会（以下「法人」という。）の役員等報酬規程第3条第1項第2号に基づき、法人の業務に日夜尽力した役員等の功績に報いるため、役員等退職慰労金規程（以下「本規程」という。）を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、次のとおりとし、法人運営に功績のあった者に退職慰労金を支給することができる。

- (1) 理事、監事、評議員
- (2) 上記(1)のうち法人業務担当職員を兼務する役員等は、職員としての退職金規程による退職金の支給対象となっていない者

(支給基準)

第3条 退職慰労金は次の算式により支給する。

退職慰労金＝報酬月額（諸手当を除く）×在任年数×係数（1～3）

2 報酬月額は次のとおりとし、評議員会で決定する。

- (1) 常勤の役員等及び法人業務担当の兼務職員については、退任前1年間の平均月額報酬とする。
- (2) 非常勤の役員等については、法人運営業務にかかる報酬の退任前1年間の平均月額報酬とする。

3 在任年数は1年単位とし、1年に満たない月日数は切り捨てる。

4 係数は功績内容に応じて、次のとおりとし、評議員会で決定する。

係数1・・・法人運営において安定した運営、経営に功績を上げた者

係数2・・・法人運営において新たな事業の展開や事業規模の拡大など、法人の発展に寄与した者

係数3・・・法人運営において上記功績に加え、災害や感染症への対応など困難な業務に積極的に取り組むとともに、地域に開かれた施設運営に寄与した者

(支給決定)

第4条 退職慰労金の支給決定は理事会が発議し、評議員会が決議する。

2 退職慰労金の額は、第3条により算定した額を評議員会が決定する。

(支給方法)

第5条 退職慰労金は、役員等の退任等があった日、又は評議員会の決議があった日から2か月以内に本人又は遺族（役員等が死亡した場合）が指定する方法により支給する。

2 退職慰労金は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人等から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(支給制限)

第6条 法人に対して背信行為又は重大な損害を与えた役員等には支給しない。

2 法人職員を退職し、退職金を支給された者が役員等に就任した場合、及び過去に役員等の退職慰労金が支給された者には支給しない。

(公表)

第7条 法人は、社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定に定める報酬等の支給の基準として、本規程を公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、令和5年6月11日から施行する。